職員の業務負担の軽減に関する項目

教育振興基本計画は、「教育基本法」第１７条第２項および「大阪府教育行政基本条例」第３条に規定する基本的な計画であり、大阪の教育力向上の観点から、大阪の教育振興に関する基本的な目標および施策の大綱、並びに施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について、学識経験者からなる教育振興基本計画審議会の意見等もふまえとりまとめ、府民意見の募集を実施した後、府議会の議決を経て、策定されたもの。

事業計画は、教育振興基本計画に掲げた目標の実現に向け、平成２９年度までの５年間で取り組むべき施策や事業を整理したものであり、市町村や学校現場と連携して、効果的に取組みを進めていく。

職員の業務負担の軽減に関する項目

平成２８年度以降の入学者選抜における調査書については、中学校での学習活動を幅広く評価するために、評価対象学年を第１学年から第３学年までの全学年に拡大した。ただし、経過措置として、平成２８年度選抜では第３学年のみ、平成２９年度選抜では、第３、第２学年のみとする。

また、「活動/行動の記録」については、これまでの総合所見欄に代わるもので、総合的な学習の時間や特別活動、部活動、学校行事の記録など、学校内での日常生活を含む中学校でのあらゆる教育活動、学校生活全般にわたる行動の記録を、具体的事実を示して記載することとしている。

これは生徒を学力だけでなく、人物像も含めて多面的に評価したいという観点から選抜資料として活用するもの。

入学者選抜においては、調査書の絶対評価の公平性を確実に担保すること、また、生徒、保護者にとってわかりやすいものとすることが重要であり、実際に受験する生徒たちの中学校ごとの学力状況を客観的に表す数値を用いることが肝心との考えから、全国学力・学習状況調査を活用することとした。平成２９年度選抜においては中３チャレンジテストの結果を活用することとした。

職員の業務負担の軽減に関する項目

平成２９年度入学者選抜については、今年２月に方針を決定・公表し、６月上旬に市町村教育委員会及び中学校等の進路指導主事を対象に説明会を実施した。また、６月に作成した「大阪府公立高等学校等ガイド」の中に、入学者選抜の概要を掲載し、府内の公立中学校の３年生全員に配付した。さらに、７月２４日には公立高校が一堂に会した「大阪府公立学校進学フェア２０１７」を開催し、入学者選抜制度を説明する時間を設けた。１０月には実施要項を定め、市町村教育委員会や中学校等の進路指導担当者などに対して説明会を行ったところ。

中学生の進路選択や中学校における進路指導を支援するため、府教育委員会のホームページに、公立高等学校・支援学校検索ナビ（愛称：「咲くなび」）を開設し、公立高校や支援学校の学校情報を提供している。また各学校のホームページについても、創意工夫に努め、学校の活動を鮮明に伝えるよう指導しているところ。入学者選抜に関する情報については、可能な限り、ホームページに掲載し、中学校、保護者、生徒に情報提供するよう努めていく。

加えて、中学校等における事務作業を軽減するため、昨年度と同様に「成績一覧表作成ソフト」を作成し、配付した。また、新たに「調査書作成ソフト」を作成し、配布することとし、このソフトを使用して調査書を作成した場合は、成績一覧表の提出は不要とした。

今後とも、選抜に関わる事項について、市町村教育委員会、中学校等に対して、丁寧な説明に努めていく。

長時間勤務の縮減に関する項目

高等学校の通学区域については、平成２４年３月２８日に制定された大阪府立学校条例第２条の「高等学校の通学区域については、平成２６年４月１日から府内全域とすることに向けて、設定の見直しを行うものとする。」との規定に基づき、平成２５年３月２６日に大阪府立高等学校通学区域に関する規則を改正し、平成２６年４月１日から府内全域とした。

府教育委員会としては、中学生の進路選択、中学校の進路指導が円滑におこなわれるよう、必要な情報について、中学校や生徒・保護者に一層丁寧に周知していくことが必要と考えている。

今年度、６月末に「大阪府公立高等学校等ガイド」を、９月に府立高校の再編整備の概要を知らせるリーフレットを、それぞれ大阪府内の公立中学校の３年生全員に配付するとともに、７月２４日には公立高校が一堂に会した「大阪府公立高校進学フェア２０１７」を開催した。

併せて、大阪府教育委員会のウェブページ上に、中学生の進路選択や中学校における進路指導を支援するため、公立高校や支援学校の学校情報を効率的に提供する公立高等学校・支援学校検索ナビを開設し、公立高校や支援学校の学校情報を提供している。

今後も、中学校における進路指導、生徒の進路選択の支援に努めていく。

職員の業務負担の軽減に関する項目

高等学校の学級編制については、国が定める４０人という標準を堅持しつつ、多様な高校教育の展開に対応することとしている。

府教育委員会としては、この趣旨に沿って、それぞれの学校の実情に応じて、教育条件の改善を図っていきたいと考えている。

職員の勤務労働条件に関する項目

平成２５年３月に策定した「府立高等学校再編整備方針」に基づき、同年１１月、平成２６年度から３０年度を計画期間とする「大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画」を策定した。

同計画に基づき、平成２５年度よりエンパワメントスクールの設置、普通科総合選択制高校の総合学科や普通科専門コース設置校への改編、募集停止などの対象校を決定してきた。

府立高校・市立高校の教育内容の充実と併せて、適正な配置を推進する観点から再編整備を計画的に進めていく。

職員の業務負担の軽減に関する項目

学習指導要領総則第１の１において、「各学校においては，教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い，児童（生徒）の人間として調和のとれた育成を目指し，地域や学校の実態及び児童（生徒）の心身の発達の段階や特性を十分考慮して，適切な教育課程を編成するもの」と示されているところであり、各学校で創意工夫を生かした教育課程を編成することが求められている。

職員の業務負担の軽減に関する項目

授業時数確保の取組みは、設置者である市町村教育委員会や各学校の判断において行われている。

また、学習指導要領総則第３の４において、「各学校においては，地域や学校及び児童（生徒）の実態，各教科等や学習活動の特質等に応じて，創意工夫を生かした時間割を弾力的に編成することができる」と示されており、各学校で創意工夫を生かした教育課程の編成が求められている。

職員の業務負担の軽減に関する項目

平成２５年１２月に公表された文部科学省の「英語教育改革実施計画」では、「初等中等教育段階からのグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、小・中・高等学校を通じた英語教育全体の抜本的充実を図る」とされている。

府教育庁では、平成２６年度から２年間、「英語教育推進事業」を実施し、小・中学校において英語学習の実践研究を行ってきた。今後も、国の動向を注視しつつ、英語教育の推進を図っていく。

職員の業務負担の軽減に関する項目

小中一貫教育については、各市町村の判断により進められるものです。府教育庁としては、市町村担当指導主事会等を通じ、市町村に対して、国の状況や府内の先進的な事例について情報提供を行うなどの支援をしていく。

職員の業務負担の軽減に関する項目

文部科学省は、学校選択制について全国一律に導入を促進すべきというものではなく、メリットとデメリットを十分考慮した上で、学校設置者である各市町村教育委員会が導入するかどうかを判断するものとしている。

学校選択制の導入については、市町村教育委員会が地域の実情を踏まえて主体的に判断するものだが、導入により学校教育の活性化が期待される一方で、学校の序列化や学校間格差が発生する可能性があること、学校と地域社会の結びつきが弱まることなどの課題が考えられることから、慎重な判断が必要であると認識している。

職員の業務負担の軽減に関する項目

「全国学力・学習状況調査」及び「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」は、文部科学省を実施主体、市町村教育委員会を参加主体として実施されるものであり、府教育庁としては、市町村別結果や学校別結果の取扱いについては、実施要領に基づき適切に対応する。

職員の業務負担の軽減に関する項目

全国学力・学習状況調査等から明らかになった課題の解決に向け、市町村教育委員会や学校では、活用の力をはぐくむための授業改善や家庭学習習慣の定着など、学力向上に向けた取組みが進められている。

府教育庁としては、市町村教育委員会や学校が、本調査の結果から自らの課題を把握し、その解決を図るため、計画的に学力向上の取組みを進めることは重要であると認識している。

「スク－ル・エンパワ－メント推進事業」は、政令市を含む府内８４の推進校が、配置された担当教員を中心に、学力向上のための年間の取組み計画を策定し、保護者・地域等と連携のもと、学校全体で学力等の課題解決を図っていくもの。

府教育庁としては、今後も各市町村教育委員会と連携し、学校の取組みに対する助言など、支援を行っていく予定。

職員の業務負担の軽減に関する項目

チャレンジテストについては、本テスト結果を活用し、大阪の子どもたちの学力を把握・分析し、教育指導の改善を図るとともに、大阪府公立高等学校入学者選抜の調査書の評定の公平性の担保に資する資料を作成することを目的に実施する。

長時間労働の縮減に関する項目

大阪府では、小学校１・２年生が、学習習慣や生活習慣の基礎を確立して、安定した生活を送るための重要な時期であるという認識に立ち、３５人を基礎とした少人数学級編制を実施してきたもの。

なお、学校や地域の実情に応じて学級編制を弾力化した方が、学校運営上や教育上望ましい場合は、市町村教育委員会の判断により、標準学級数に応じて配置された教員定数を活用した弾力的な学級編制が可能になっている。

労使慣行に関する項目

教職員の勤務条件及び教育施策の実施に当たっては、今後とも双方の信頼関係に基づき、必要に応じ、所要の協議や説明を行っていく。

職員の失職防止に関する項目

平成２１年度の制度導入から７年経過し、一定定着しているものと考えるが、毎年度、管理職向けの研修や市町村教育委員会の人事担当者会議において説明を行うとともに、今年度、新たに、それぞれの教員がセルフチェックするための「教員免許更新制に関する期限・申請期間の確認方法（フロー図）」を作成し、大阪府ホームページへの掲載や各任命権者への送付などにより周知を図っているところ。

また、教員一人ひとりの更新手続きの状況把握については、更新手続きを完了した教員の情報を四半期ごとに市町村教育委員会等に通知し、更新講習の未受講者等への注意喚起に努めているところ。

特に、休職・休業中の方については、休職・休業中であっても申請期間にあたっている方であれば修了確認期限の延期申請等の更新制にかかる大阪府教育委員会への申請手続きが必要になるので、手続きを失念することのないよう、機会のある毎に市町村教育委員会に対して該当する教員及び管理職への周知徹底を依頼しているところ。

今後とも教員免許更新制の実施にあたっては、円滑な運用に万全を期していく。

出張等に関する項目

教員免許状の更新は個人の資格にかかるものであることから、受講する教職員の服務について職務に専念する義務の免除はできるが、公務として出張命令を発することは困難。

また、公務として位置付けられないことから、免許状更新講習に係る講習受講者の受講料及び受講に伴う交通費などの経費について、公費負担することは困難。

給与制度に関する項目

教職員の評価・育成システムについては、教職員の意欲・資質能力の一層の向上を図ることにより、教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を図ることを目的として実施しているところ。

評価結果の給与等への反映については、職員団体と協議の上、平成１９年度から前年度の評価結果を昇給及び勤勉手当に反映しており、平成２４年度からは上位評価の昇給への反映を廃止するとともに、勤勉手当については、より勤務成績が反映できるよう成績率を見直したところ。

また、大阪府立学校条例において、教員の授業に関する評価は、生徒又は保護者による授業に関する評価を踏まえて行うものと規定されたことを受け、授業アンケートを、授業を行う教員の育成に役立てるとともに、その結果を「教職員の評価・育成システム」において「授業力」評価を行うために踏まえるべき重要な一要素として位置付けた。

引き続き、「教職員の評価・育成システム」がより良い制度となるよう、充実・改善を図っていきたいと思う。

今後とも勤務労働条件に関わる事項については、職員団体と協議していきたい。

長時間労働の縮減に関する項目

教員が子どもたちと向き合い、触れ合う時間の確保に向けて、平成２０年１月に「教職員の業務負担軽減に関するプロジェクトチーム」を設置し、様々な角度から検討を行い、平成２４年度、府教育委員会として検討すべき取り組みを「教職員の業務負担軽減に関する報告書」としてとりまとめ、プロジェクトチームとしての調査・検討を終えたところ。

この報告書に示されている「今後の取組み」について、教育庁の関係課が、課題解決に向けた検討を行うとともに、その進捗管理を行っていきたい。

また、時間外在校時間データや長時間労働者への医師面接指導実施状況などを踏まえ、職員の長時間労働による健康障がいの防止に向けた課題を検討するため、平成２７年度から大阪府立学校安全衛生協議会の健康対策部会に「長時間労働健康障がい防止委員会」を設置し、実態調査を行い、結果を安全衛生管理者にフィードバックする等の取組みを進めている。

さらに、これらの取組みに加え、教職員の「働き方改革」や健康管理の観点から長時間勤務の一層の縮減を図る必要があることから、各校の特色や状況に応じた縮減に向けた取組みの促進、勤務時間管理及び健康管理を徹底するとともに、教職員一人ひとりの意識改革を促進することが重要であることから、１２月２日には、多忙化解消に向けた先進事例などを各府立学校校長・准校長あて紹介し、各学校の状況に応じた取組みを促した。

また、１２月７日には、府立学校校長・准校長に対し、学校毎に遅くとも午後７時までに全員退庁する日を週１回設ける「全校一斉退庁日」と、部活動を行わない日をクラブ毎に週１回以上設定し、ノークラブデー（部活動休養日）として明確化するよう通知をしたところ。

今後も、教職員の長時間勤務縮減に向けた対応をさらに進めていく。なお、具体的な取り組みを進めるにあたり、勤務労働条件に関わる事項については、必要に応じて所要の協議を行っていきたいと考える。

職員の業務負担の軽減に関する項目

高校授業料無償化制度の見直しに伴う事務処理体制については、事務の性質等を総合的に勘案し、平成２７年度から賃金職員の活用により対応することとしたもの。

平成２９年度以降の事務処理体制については、平成２８年度の状況を見極めながら検討を行い、適切に対応していきたいと考えている。

職員の業務負担の軽減に関する項目

府教育庁としては、子ども一人ひとりと向き合い、きめ細かな教育を実践してくためには、学校現場を支える教職員の確保が不可欠であることから、これまでも国に対して新たな定数改善計画の策定を要望してきたところ。

このような中、文部科学省では、平成２９年度概算要求において、「社会に開かれた教育課程」を実現し、複雑・困難化する教育課題に対応する「次世代の学校」の創生に必要不可欠な教職員の配置充実を図るため、発達障がいやいじめ、貧困など子どもが抱える多様な課題への対応等に必要な3,060人の定数改善が計上されたところ。

このため、今後の国の動きを注視するとともに、児童・生徒数の動向、教育水準や教育課題への対応等を踏まえながら、一層適正な定数管理に努め、今後とも適正な勤務労働条件の確保等に向けて取り組んでいきたいと考えている。

職場環境と労働条件の改善に関する項目

府教育庁として、定数の範囲においては、基本は正規教員が担うものと考えている。

教職員の採用については、これまでも可能な限り新規採用者の確保に努めてきたところ。本年度実施の２９年度教員採用選考テストにおいても、全校種の合格者を1,949名としたが、そのうち、中学校・特別支援学校中学部の技術において、採用予定数を１５名程度とした追加の試験を行うこととしているところ。

また、教職志願者にとって、よりわかりやすい選考区分とするため、「特別選考」を「大学院進（在）学者対象の選考」などの３つに整理し、その一方で、より一層優秀な人材を確保するため、「一般選考」において一定の要件を満たす常勤講師経験者等に対する加点制度を設けるなど教員採用選考テストの改善を図ったところ。

新規採用数は、児童・生徒数や教職員の退職者数、再任用職員数、国の定数改善計画等の動向を踏まえつつ、教育水準の維持や教育課題への対応に配慮しながら、毎年度決定をしているところ。

また、採用選考テストの合格者数は、採用予定数に見合うよう、面接テスト、筆答テストなどの結果を総合的に判定して決定しているところ。

今後とも、可能な限り新規採用者を確保していくことにより、適正な勤務労働条件の確保等に向けて取り組んでいきたいと考えている。

職員の業務負担の軽減に関する項目

再任用職員は本格的業務に従事することから、短時間勤務職員についても常勤職員とあわせてトータルで定数管理を行っているところ。

今後とも、適正な定数管理に努め、適正な勤務労働条件の確保等に向けて取り組んでいきたいと考えている。

職場環境の改善に関する項目

いわゆる「パワハラ防止指針」については、平成２２年度に策定し周知に努めてきたところ。今年度も、校長・准校長に対して、同指針を改めて周知するとともに教職員が自らの言動等を点検できるように「パワハラセルフチェック」シートの活用をお願いしたところ。

また、校内相談窓口についても、すべての府立高等学校・支援学校で設置されているが、窓口が校長または教頭のみの学校については、窓口に管理職以外の教職員を入れることを今後とも指導していく。

市町村教育委員会における指針の策定状況だが、平成２８年４月１日現在で、３６市町村中３５市町村で指針の策定を済ませており、これらの市町村を含めて今年度末までには３６市町村全てで策定予定との回答を得ている。

今後も、パワー・ハラスメント防止指針の策定について、市町村教育委員会の実態を把握し、教職員への啓発・研修及び相談体制の整備を進めるよう指導に努めていきたいと考えている。

職員の業務負担の軽減に関する項目

「公立高等学校授業料無償化」制度に所得制限が導入されたことについては、国においても財政状況が厳しい中、「高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する」という法目的は堅持しつつ、限られた財源で施策の重点化を図っていくものであり、この制度で捻出した財源を活用して「奨学のための給付金」制度の創設もされたところ。

なお、当該所得制限導入の法改正時には文科関係の衆参両議院の委員会においても、「就学支援金については、将来的に所得制限を行うことなく、全ての生徒等に支給できるよう必要な予算の確保に努めること。」との附帯決議がなされているところ。

府教育庁としても、昨年１１月と同様、本年７月に文部科学省の担当者との意見交換する場があり、これらの附帯決議を踏まえ、所得制限について見直しをするよう、引き続き要望したところ。

今後とも国の動向を注視しつつ、機会あるごとに国への要望など制度改善に向けて取組んでいく。

職員の業務負担の軽減に関する項目

「奨学のため給付金」は、授業料無償化制度に所得制限を導入することにより捻出された財源を活用して制度創設されたものだが、就学支援金との給付要件の違いや世帯区分による給付格差が大きいことなどに課題があると考えている。

給付金の給付額については、全国知事会の政策要望で格差解消を要望しているほか、府教育庁としても、昨年１１月、文部科学省の担当者との意見交換において、給付要件や給付格差の見直しなどについて要望を行っており、本年度から生活保護を除く非課税世帯の一人目の給付額が37,400円から59,500円に増額されたところ。

本年７月にも文部科学省の担当者との意見交換において、昨年度と同様、給付要件や給付格差の見直しなどについて引き続き要望しており、国から平成２９年度の概算要求において、生活保護を除く非課税世帯の一人目の給付額が59,500円から67,700円に２年連続で増額されるとともに、多子世帯への支援として第２子の給付要件の見直しが提示されているところ。

なお、この見直しにより、現在、小・中学生の弟妹がいる高校生は第１子扱いから第２子扱いとなり、129,700円が支給されることとなる。

今後とも国の動向を注視しつつ、国への要望など制度改善に向けて取組んでいく。